

「住民税均等割非課税相当水準以下」の判定方法

- ・令和3年1月以降の任意の1ヶ月の収入を年収に換算して判定します。
- ・収入の種類は**給与、事業、不動産、年金**です。※非課税の公的年金(遺族・障害年金など)は含みません。
- ※非課税相当水準の収入は世帯構成により異なりますので、下記の表をご確認ください。
- ※収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。この場合は、令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収表等の写しで判定します。
- ・申請時点の世帯状況で、世帯員全員のそれぞれの収入(所得)について判定します。

【判定方法のイメージ】

※給与所得者の例

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合＝世帯人数2名	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合＝世帯人数3名	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合＝世帯人数4名	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合＝世帯人数5名	249.7万円	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

R3.1以降の
任意の1ヶ月の収入



年収換算
(×12月)

※所得は令和3年分の源泉徴収票又は年収換算から給与所得控除額を減額して算出

